平成十五年

号外第三号

日

### 木 曜

一月十六日

### 山梨県選挙管理委員会告示第七号

〇五番地の二 南巨摩郡増穂町青柳町九

石

道 名

夫

八号甲府市北新二丁目三番

神

宮 氏

寺 英 名

雄

住

所

住

所

選

挙

長 氏 澤

職

務

代

理

者

山梨県選挙管理委員会

長

石

澤

道

夫

おりである。 平成十五年二月二日執行の山梨県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、 次のと

平成十五年一月十六日

び場所
山梨県知事選挙における政見放送の放送の順序を定めるくじを行う日時及

山梨県知事選挙における選挙会の場所及び日時 ...... 山梨県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者 ......

山梨県知事選挙の執行

選挙管理委員会

目

次

場所とは、おける選挙が報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び、山梨県知事選挙における選挙が報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び

る日 山梨県知事選挙におけるポスター 掲示場にポスター を掲示することができ

山梨県選挙管理委員会

員長

石

澤

道

夫

日 場 時 所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

平成十五年二月四日 午前十時三十分

## 山梨県選挙管理委員会告示第八号

山梨県知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時........... 山梨県知事選挙における選挙長の事務を行う場所 ....... 山梨県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額......

その放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。 経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第十四条第一項の規定により、 平成十五年二月二日執行の山梨県知事選挙における政見放送について、政見放送及び

平成十五年一月十六日

山梨県選挙管理委員会

員 長 石 澤

道

夫

場日 所 時 平成十五年一月十六日 午後五時三十分

選挙を次のとおり執行する。

平成十五年一月十六日

山梨県選挙管理委員会

員 長

石

澤

道

夫

山梨県選挙管理委員会告示第五号

選挙管理委員会

公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第三十三条第一項の規定により山梨県知事の

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

# 山梨県選挙管理委員会告示第九号

挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第百六十九条第五項の規定により、その掲載の順序を 定めるくじを行う日時及び場所は、 平成十五年二月二日執行の山梨県知事選挙における選挙公報の発行について、公職選 次のとおりである。

平成十五年一月十六日

山梨県選挙管理委員会

員 長 石 澤 道 夫

Щ 梨 県 公 報 号 外

者を次のとおり選任した。

平成十五年一月十六日

山梨県選挙管理委員会告示第六号

選挙の期日

平成十五年二月二日

平成十五年二月二日執行の山梨県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき

第三号 平成十五年一月十六日

場 日 所 時 甲府市丸の内一丁目六番一号 平成十五年一月十七日 午後五時三十分 山梨県庁

# 山梨県選挙管理委員会告示第十号

ができる日は、次のとおりである。 百号) 第百四十四条の二第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示すること 平成十五年二月二日執行の山梨県知事選挙における公職選挙法 (昭和二十五年法律第

平成十五年一月十六日

山梨県選挙管理委員会

石 澤 道 夫

ポスターを掲示することができる日 平成十五年一月十六日

# 山梨県選挙管理委員会告示第十一号

額の制限額は、次のとおりである。 百号) 第百九十四条第一項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金 平成十五年二月二日執行の山梨県知事選挙における公職選挙法 (昭和二十五年法律第

平成十五年一月十六日

山梨県選挙管理委員会

員 石 澤 道

夫

制限額 二千九百十三万三千三百円

# 山梨県知事選挙選挙長告示第一号

とおりである。 平成十五年二月二日執行の山梨県知事選挙における選挙長の事務を行う場所は、 次の

平成十五年一月十六日

山梨県知事選挙

挙 石 澤 道 夫

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室

(ただし、平成十五年一月十六日 午前八時三十分から正午までに限り、甲府市丸の

内一丁目九番十一号 山梨県県民会館六階会議室とする。

# 山梨県知事選挙選挙長告示第二号

第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二項 平成十五年二月二日執行の山梨県知事選挙において、 公職選挙法 (昭和二十五年法律 第四項及び第五項の規定

> により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、 平成十五年一月十六日 次のとおりである。

山梨県知事選挙

長 石 澤

道

夫

場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

日 時 平成十五年一月三十日 午後五時三十分

発行者

Щ

梨

県